

西宮市食育・健康づくりマスコットキャラクター使用取り扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市食育・健康づくりマスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「マスコット」とは、食育・健康づくり活動を広く普及することを目的に、西宮市が公募し、決定した「みやちゃん」の画像及び愛称、またその派生物全ての画像及び愛称とする。

(使用申請)

第3条 何人も営利を目的とせず、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、自由にマスコットを使用することができる。

2 前項に定める場合を除き、マスコットを使用するときは、西宮市食育・健康づくりマスコットキャラクター使用申請書（様式1号）を事前に市に提出し、承認を受けなければならない。申請書の提出先は、西宮市保健所健康増進課とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつデザインを変更することなく平面で使用するときは、この限りではない。

- (1) 西宮市内の学校等が、教育目的で使用するとき。
- (2) 関係行政機関が食育および健康づくりの推進または広報の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が、報道および広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、西宮市が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 西宮市は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令または公序良俗に反し、またはその恐れがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはその恐れがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠として独占的に使用し、またはその恐れがあると認められるとき。
- (5) その他、西宮市が使用について不適當であると認めたとき。

2 西宮市は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第5条 マスコットの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコットの使用にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、西宮市が提示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を受けた権利を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) マスコットの一部のみの使用、またはデザインや色の変更をしないこと(モノクロでの使用は可)。
- (4) 原則として、物品等には「西宮市食育・健康づくりマスコット みやちゃん」との表記を付すること。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。

(承認の取消し)

第7条 西宮市は、マスコットの使用が、本要領に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、西宮市はその責めを負わない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、マスコットの取り扱いに関して必要な事項は、西宮市が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年10月20日から実施する。